

生活・お知らせ

消防法違反対象物公表制度

4月1日から、重大な消防法令違反のある建物の名称などをホームページで公表する「違反対象物公表制度」が始まります。

公表対象物／映画館、遊技場、飲食店、スーパーマーケット、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物
対象となる消防法令違反／○屋内消火栓設備の未設置 ○スプリンクラー設備の未設置 ○自動火災報知設備の未設置

公表内容／立入検査の結果を通知した日から14日経過しても、なお、重大な消防法令違反の是正が認められない場合、消防本部ホームページに建物の名称、所在地、違反内容などを掲載

※是正された時点で削除されます
建物関係者の皆さまへ／消防法令違反の対象物の大半が、無届の増築、接続または用途が変更された場合です。建物の増改築や用途変更などを検討する際は、事前に消防署にご相談ください

問合せ先／飯塚地区消防本部予防課

☎22・79007

HP <http://www.iizuka119.jp/>

不正大麻草や植えてはいけない「けし」が栽培されていませんか？

大麻草（あさ）は、栽培や所持をすることが厳しく制限されており、また、けしには、栽培や所持が禁止されている「植えてはいけないけし」があります。

見かけたら嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所または警察署までご連絡ください。

問合せ先／嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 ☎21・4876

【植えてはいけない大麻・けし】

名 称	特 徴
大 麻	葉は3～9枚の小葉が集まった手のひらの形。小葉はノコギリの歯のように切れ込んでおり先端は尖っている。
けし	草丈が大きく1m以上になる。全体が白っぽい緑色をしており、毛がない。茎を抱き込むように葉が生えている。葉が大きく長楕円形で、まわりの切れ込みが浅い。
ソムニフェルム種	
セティゲルム種	
ハカマオニゲシ	

若年者専修学校等技能習得資金貸与事業

経済的な理由により、専修学校や各種学校（県が指定する学校）での修学が困難な方は、「就学資金等の貸与制度」を利用することができます。対象／次の①②すべてを満たす人

①平成29年3月に中学・高校を卒業した人または平成28年度に高校を中退した人

②経済的に課程の履修が困難な人

※収入基準があります

その他／4月3日（月）～28日（金）までに申込

申込・問合せ先／桂川町教育委員会学校教育課教務係

☎65・1149

九州電力からカラス営巣の情報提供のお願い

毎年2月から5月はカラスの営巣時期となっており、カラスの巣が原因で停電事故が発生しています。

お住まいの地域で、電柱にカラスの巣を見かけましたら、ご連絡をお願いいたします。

問合せ先／九州電力（株）飯塚配電事業所設備管理グループ

☎0120・686・104

後期高齢者医療制度利用者へ

年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施しています。

対象者には、4月に受診票を送付しています。まだ受診していない人は、実施医療機関で予約の上、受診してください。

【受診期限】平成29年3月31日

【受診場所】受診票に同封されている一覧表でご確認ください

【必要な物】

○被保険者証（保険証）

○受診票

○500円（自己負担金）

【その他】受診票や受診場所の一覧表が手元にない場合は、お問い合わせください。なお、後期高齢者医療制度では、生活習慣病（糖尿病、高血圧症など）で治療中の方は受診の対象となりません

【問合せ先】福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092・951・3111